

事業事前評価表

1. 案件名

国名：エチオピア連邦民主共和国
案件名：女性起業家支援事業
L/A 調印日：2017年2月24日
承諾金額：5,500百万円
借入人：エチオピア連邦民主共和国政府

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における小零細企業セクターの開発実績（現状）と課題

エチオピアはアフリカ第二位の人口（9,939万人（2015年））を有し、2004年から2015年までの実質経済成長率は平均10%以上と著しい。エチオピアの全企業（約41万社）の約99.5%が小零細企業（以下、「MSE」という。）に分類されており（連邦小零細企業開発庁、2014年）、MSEの起業件数及び雇用数は、人口増加や都市化等に伴い、増加傾向にある。他方、これらのMSEの成長を阻害する要因として、資金不足、経営能力や技能、情報共有へのアクセスの不足等が挙げられる。MSEの成長を促すためには、金融へのアクセス向上、起業家に対する経営改善指導、技能訓練やビジネスに必要な情報へのアクセスの改善などが求められている。

特に金融へのアクセスはMSEにとって最も重要な課題の一つであるが、エチオピアの金融機関は、政府からの金融規制等により、慢性的な資金不足にあるため、少額且つ事務コストが高いMSEへの融資には消極的である。このような背景から、エチオピア政府は2009年に発布されたマイクロファイナンス機関（以下、「MFI」という。）に係る法令33号において、MSEへの融資は主にエチオピア国内に計35あるMFIが担うこととして定めている。MSEの増加やビジネスの拡大に応え、MFIからMSEへの融資総額は年々増加傾向にあるものの、MFIを含めた金融機関の資金不足によりMSEの融資の需要に応えられていない。また、MFIは各企業の性質や特徴に合わせた柔軟な審査を行うための知識や経験が不足している。従って、MSEの新規事業への融資や貯蓄等の金融サービスの提供に係る資金の確保及び能力の向上がMFIの課題である。

さらに、MSEの中でも、特に女性起業家が新規融資を得ることは難しい。融資の審査過程において、担保に必要な資産が男性名で登録されるケースが多いことや、融資に当たって高い担保比率（ローン額の平均173%）を求められること、男性中心のビジネス環境で原材料や経営資源への女性のアクセスが限られることにより、女性起業家が融資を得られる機会は限定的である。また、男性優位な社会が持続されているエチオピアは、ジェンダーギャップ指標が142か国中124位（2015年、世界経済フォーラム）であり、就学率、識字率、賃金、失業率等において男女の差が未だに顕著である。このように、女性起業家を取り巻く課題は多面的であるが、特に、金融へのアクセス及び経営改善等に係る起業家研修の不足が、女性起業家の経済機会及びMSEの成長を阻んでいる。

(2) 当該国における小零細企業セクターの開発政策と本事業の位置づけ

エチオピア政府は 2010 年に制定された第一次成長と構造改革計画（Growth and Transformation Plan。以下、「GTP1」という。）及び同計画を引き継ぎ、2016 年に制定された後継の第二次成長と構造改革計画（Growth and Transformation Plan 2。以下、「GTP2」という。）において、農業と工業の二本柱を中心とした経済転換を推進することで、2025 年までに貧困からの脱却を目指している。また、GTP2 ではより多くの女性起業家への融資や研修、情報へのアクセスの改善を目指している。GTP2 に基づき、エチオピア政府は経済転換及び雇用創出のための重要なアクターである MSE を大中企業へ成長させることを目標に掲げている。そのため、エチオピア政府は 2020 年までに MFI の融資総額のうち 50% を MSE 向け融資として充当する等、大中企業への成長ポテンシャルのある MSE への支援拡大を図っており、本事業は上述計画を具現化するものとして位置付けられている。

(3) 小零細企業セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

日本政府は、対エチオピア連邦民主共和国国別開発協力量針（2012 年 4 月）において、GTP1 と GTP2 を支援するため、包括的な協力を進めることを基本方針としており、民間セクター開発を重点分野の一つとしている。

また、対エチオピア連邦民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2012 年 5 月）においても、民間セクター開発は重点分野である。本事業は公正な競争の実現、MSE 支援、雇用創出等に貢献するものであり、我が国及び JICA の民間セクター開発分野の対応方針・分析に合致している。

JICA は、民間セクター開発プログラムに基づき、エチオピアへの協力を実施してきた。政策レベルでは、2009 年から開始されたプロジェクト研究「産業政策支援対話に関する調査」の第一、第二フェーズにおいて、エチオピア政府との産業政策対話を実施した。

事業実施レベルでは投資促進及び輸出振興を支援するため、プロジェクト研究「チャンピオン商品アプローチ実践支援調査」（2013 年～2016 年）を実施し、また国内産業の生産性・品質向上促進のため、技術協力「品質・生産性向上計画調査」（2009 年～2011 年）を始めとし、3 フェーズに亘ってカイゼンに係る支援を継続実施してきた。その結果、129 社の MSE に対しカイゼンに係る個別指導が実施され、エチオピアカイゼン機構のコンサルタントが 57 人育成された。また、技能・職業訓練校（以下、「TVET 校」という。）において、131 人の指導員への研修が実施された。

(4) 他の援助機関の対応

世界銀行（以下、「世銀」という。）は国別パートナーシップ戦略（2013 年～2016 年）において、GTP1 を支援するための以下の二つの柱を設けている。また、二つの柱に加え、分野横断課題として、全ての事業において、ジェンダー平等化の要素の主流化を図っている。

- 1) マクロ経済政策支援、競争力強化及び生産性向上、インフラ整備、地域統合促進による雇用創出及び競争力強化
- 2) 社会福祉事業の実施能力向上、社会保障及びリスク管理能力の向上によるレジリエンス強化

本事業は第一の柱における「競争力強化及び生産性向上」に位置付けられる。

これに加え、世銀は2016年4月に製造業セクターへのリース事業を目的とした「中小企業ファイナンス事業」（2016年～2022年）を開始した。借款上限額の200百万USドルのうち、約70%の資金が企業の機材購入のためのリース金融事業に配分される予定。

また、ドイツ復興金融公庫は融資に係る高い担保比率による借り手の負担を軽減するため、MFIが民間銀行から貸付を得るための保証提供を実施中。米国国際開発庁は、国際NGOのCARE International が実施中の農村部のための信用保証プロジェクト（Graduation with Resilience to Archive Sustainable Development）に対する支援を実施している。アフリカ開発銀行と国際農業開発基金は農村部の貧困層を対象にMFIによるグループ融資事業（Rural Financial Intermediation Programme）を実施中であり、女性への支援も拡大している。

(5) 事業の必要性

エチオピア政府はGTP2の中でMSE育成及び女性の社会経済進出を重要課題として掲げている。当国政府の開発課題及び開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針とも合致している。また、本事業は女性起業家のMSEの所得及び雇用の増加を支援するものであり、SDGsのGoal 5（Gender Equality）及びGoal 8（Decent Work and Economic Growth）の達成に貢献することから、JICAが本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、エチオピアの主要6都市において女性起業家に対して金融アクセス及び研修機会を提供することにより、女性起業家が経営或いは共同経営するMSEの所得改善及び雇用拡大を図り、もって女性起業家の社会的地位向上及びエチオピアの民間セクター開発に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

アジスアベバ特別市、ディレ・ダワ特別市、オロミア州アダマ市、南部諸民族州アワサ市、ティグライ州メケレ市、アムハラ州バハルダール市の主要6都市及び各都市から半径50km以内に位置する近郊区域において実施される。

(3) 事業概要

本事業は、世銀、英国国際開発省（Department for International Development。以下、「DfID」という。）、カナダ、イタリアとの協調融資として実施する。本事業は、対象都市において、事業登記から6ヶ月以上ビジネス活動をしている女性起業家が経営若しくは共同経営する企業（以下、「エンドユーザー」という。）を対象とし、以下4つのコンポーネントを実施するものである。本事業は世銀等の他ドナーにより2012年から実施中であり、世銀とカナダは2)以外の全てのコンポーネントを支援しており、DfIDは2)を支援している。JICA及びイタリアは下記1)を支援する。

1) コンポーネント1a（女性起業家への資金供給）

実施機関であるエチオピア開発銀行（Development Bank of Ethiopia。以下、「DBE」という。）が、参加金融機関（Participating Financial Institutions。以下、

「PFI」という。)である12のMFIを通じた融資を提供する。

2) コンポーネント1b (DBE及びPFIの能力向上支援)

DfID支援によりDBE内に設置されたプロジェクト実施ユニット (Project Implementation Unit。以下、「PIU」という。)及び各PFIに対し、審査やリスク管理に係る能力向上支援を実施している。

3) コンポーネント2 (起業スキル及び技術向上支援)

本事業に参加登録している女性起業家に対し、TVET校を通じた起業家研修及び個別技術の能力向上支援を実施している。

4) コンポーネント3 (事業管理、モニタリング及びインパクト評価等)

本事業の実施監理のためのモニタリング、インパクト評価や広報、報告書作成などの業務を行う。

(4) 総事業費

14,044 百万円 (うち、円借款対象額 : 5,500 百万円)

(5) 事業実施スケジュール

2012年10月~2019年12月を予定(計87ヶ月)事業完了日は世銀が設定した(2019年12月31日)とする

(6) 事業実施体制

1) 借入人:財務経済協力省 (Ministry of Finance and Economic Cooperation)

2) 事業実施機関

① エチオピア開発銀行 (DBE)

② 連邦都市雇用創出・食糧安全保障庁 (Federal Urban Job Creation and Food Security Agency。以下、「FeUJCFSA」という。)

3) 運営/維持・管理体制

コンポーネント1a及び1bは、DBE内に設置したPIUが担う。

コンポーネント2、コンポーネント3及び本事業の全体調整は、FeUJCFSA内に設置したプロジェクトチーム (National Project Management Team) が実施機関として実施監理に責任を負う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : カテゴリC

② カテゴリ分類の根拠 : 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響が最小限であると判断される。

2) 社会開発促進 女性を裨益対象とする案件 (分類理由 : 本事業は、女性をターゲットとし、女性の経済・社会的地位の向上を主目的とするため)。

(8) 他ドナー等との連携

JICAは本事業の実施監理業務を世銀に委託しており、本事業の実施状況は世銀を通して提出される報告書で確認する。またアジスアベバにおいて月次で実施されるドナー・関係機関会合にて進捗や課題について議論する。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2012年)	目標値（2019年） 【事業完成時】
エンドユーザー1社あたりの平均新規雇用者増加（%）	2.03 (人)	基準値より+30%
エンドユーザー1社あたりの年間平均増収額増加（%）	2,801 (USドル)	基準値より+50%
エンドユーザーが保有するローンアカウント（件）	0	8,700

（注1）運用・効果指標は世銀が設定した指標を活用する。

（注2）基準値は、2013年5月（本事業のコンポーネント1a及びコンポーネント2開始前）に、世銀が実施したベースライン調査においてパイロット事業を実施し、暫定的に算出したもの。

(2) 定性的効果

女性起業家運営の企業の雇用創出及び収益増加に伴うエチオピア国内における女性の社会・経済的地位向上及びエチオピア企業の育成を目的とした民間セクター開発。

(3) 内部収益率

サブプロジェクトが特定できないため、算出せず。

5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件からの教訓

インド向け有償資金協力「中小零細企業・省エネ支援事業」の事後評価等（評価年度：2012年）において、実施機関において、JICA融資部分の一次貸付の返済及び二次貸付・返済に係るモニタリングのシステムが存在せず、事後評価において状況の把握が困難であったため、審査時に関係者間でモニタリング体制について合意する必要があるとの教訓を得ている。

(2) 本事業への教訓の活用

本事業においては、先行する他ドナーの融資に関し、貸付及び返済に係るモニタリング・評価枠組みが適切に機能し、報告も円滑になされていることを確認している。また、審査時にはリポルビング・ファンドの設置、運営、モニタリング・報告体制について合意している。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標：

上記4.(1)の指標に加え、世銀がインパクト評価に設定する指標を活用する予定。

(2) 今後の評価のタイミング：
事業完成時。

以 上